

件名

最終指定親会社に係る連結レバレッジ比率の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件

○金融庁告示第 号

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）第六条第六項の規定に基づき、日本銀行に対する預け金の額は、同告示第五条第一号に掲げる額に算入しないものとし、令和六年四月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一